

上板町広報紙「広報かみいた」有料広告掲載募集要領

令和4年2月1日

上板町訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、上板町有料広告掲載要綱(平成30年上板町告示第93号。以下「要綱」という。)に基づき、上板町が発行する広報紙「広報かみいた」(以下「広報」という。)に掲載する広告の募集及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告掲載の募集は、原則として公募するものとし、町が発行する刊行物及び印刷物並びにホームページにより行うものとする。ただし、必要に応じ、案内を行うことができる。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第3条 広告の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 1号広告縦66mm×横91mm
- (2) 2号広告縦66mm×横182mm

2 広告の掲載位置は、原則として裏表紙と最終見開きページに掲載するものとし、広告の配置位置は、指定できないものとする。

(広告掲載枠)

第4条 広告掲載枠は1回あたり最大16枠とし、年間192枠とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 10,000円
- (2) 2号広告 20,000円

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1か月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし年度をまたがる期間の掲載申込みをすることはできない。

(広告の掲載の申込み)

第7条 広告の掲載の申込みは、上板町広告掲載申込書(様式第1号)によるものとする。

2 第1項の規定による申込みの際は、町長は必要に応じてその企業等の業務内容等及び納税状況等がわかるものの提出を求めることができる。

3 申込みは、広告の掲載を希望する広報発行日の1か月前までとする。

- 4 申込者は、申込時に広告内容がわかる広告原稿を提出しなければならない。
- 5 広告原稿はデータ(PDF、Excel 等)を格納した電子媒体等、電子メール等で提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、第6条の申込書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)を申込者に通知するものとする。

2 広告の掲載を希望するもの(以下「広告掲載希望者」という。)の広告掲載希望が募集枠数を超える場合において、広告の掲載の順位は、要綱第5条の規定に基づき決定するものとし、同順位の申込みにより募集枠数を超える場合は、抽選するものとする。

3 町長は、広告の掲載を可とする決定をするに際し、必要な条件を付することができる。

(広報掲載の基準等)

第9条 広告の内容は、要綱第2条の規定に基づき、公共性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 当該広告の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの、又はそのおそれのあるもの
- (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの、又はそのおそれのあるもの
- (10) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの

イ 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

ウ 賭博・ギャンブルに係るもの

エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

オ その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項各号に掲げるもののほか、町の指名停止措置等を受けているもの及び町税等の滞納があるものの広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は広告の掲載料を町長の指定する期日までに一括して納入しなければならない。

らない。ただし町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成)

第11条 広告原稿は、広告主が作成するものとし、掲載を希望する月の前月の5日までに提出しなければならない。

(提出期日等)

第12条 第7条の規定による決定通知を受けた広告主は広告を実施するために必要な掲示物、書類、原稿、その他資料等を指定する期日までに提出しなければならない。

(掲載の取消等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は広告掲載の取消、又は修正等を命ずることができるものとする。

- (1) 広告主が、前条で定める広告を実施するために必要な掲示物、書類、原稿、その他資料等を指定する期日までに提出しないとき
- (2) 広告主が、第10条の広告掲載料を期日までに納付しなかったとき。
- (3) 掲載広告が要綱第2条及び要領第9条の基準に違反し、又は違反のおそれがあるとき。
- (4) その他町長が適切でない判断したとき。

(広告内容の変更)

第14条 広報に掲載する広告内容に変更がある場合は、広報かみいた掲載内容変更届(様式第3号)により指定する期日までに広告を実施するために必要な掲示物、書類、原稿、その他資料等を添えて届け出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

- 2 その他町長が必要と認めるとき。

(広告主の責務)

第16条 広告主は作成及び掲載された広告について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告原稿のデザイン考案料及び作成等経費は、広告主の負担とする。
- 3 第三者から広告に関して異議又は被害の申立てがあった場合は、広告主の責任及び負担において解決することとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。